

ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会の設置について（案）

令和2年10月6日
厚生労働省
子ども家庭局
母子保健課

1. 設置の趣旨

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下「指針」という。）の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、次に掲げる業務を実施する。

（1）ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究についての審査・報告

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。

（2）ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究についての審査・報告

ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究の実施又は重大な変更に係る厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告すること。

（3）その他指針の運用に関して厚生労働大臣が必要と認めること。

2. 構成

医学研究者（生殖補助医療等）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。（委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。）

3. 設置の時期

令和2年10月6日

4. 会議等の取扱い

委員会の会議及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、又は知的財産権が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

5 . その他

- (1) 審査にあたっては、文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門委員会と合同で開催し、議論を進めるものとする。
- (2) 厚生科学審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する審査専門委員会は廃止する。